

● 規程改正の概要

要 旨	救急医療の総合的かつ迅速な対応力の強化を図るため、「地方独立行政法人山梨県立病院機構組織規程」の一部改正を行う。
内 容	<p>地方独立行政法人山梨県立病院機構組織規程の一部改正（規程第●号）</p> <p>○ 本年4月の救急外来エリアの完成及び7月の本格稼働に伴い、救急医療の総合的かつ迅速な対応力の強化を図るため、本院の救急医療業務に係る総合調整等を行う部門として、「救急医療局」を新設する。 また、高度救命救急センターとして指定を受けたことから、「救命救急センター」を「高度救命救急センター」に変更する。</p> <p>○ これに伴い、次の職を新設及び名称変更する。</p> <p>(1) 新たに設置する職</p> <ul style="list-style-type: none">・「救急医療局長」（第16条関係）・「救急業務統括部長」（第17条関係） <p>(2) 名称変更する職</p> <ul style="list-style-type: none">・「救命救急センター統括部長」を「高度救命救急センター統括部長」に変更する。（第17条関係）・「救命救急センター長」を「高度救命救急センター長」に変更する。（第18条関係）
施行期日	令和2年7月1日から施行する。



組織規程 新旧対照表 (令和2年7月1日施行)

新	旧
<p>(病院の組織)</p> <p>第12条 中央病院に事務局、医療安全・感染対策局、労働安全対策局、医療局、<u>救急医療局</u>、<u>がんセンター</u>一局、薬剤部及び看護局を置く。</p> <p>2～3 略</p> <p>(局長)</p> <p>第16条 中央病院に事務局長、医療安全・感染対策局長、労働安全対策局長、<u>救急医療局長</u>、<u>がんセンター</u>一局長及び看護局長を、北病院に事務局長を置く。</p> <p>2 事務局長、医療安全・感染対策局長、労働安全対策局長、医療局長、<u>救急医療局長</u>、<u>がんセンター</u>一局長及び看護局長は、上司の命を受け、その所掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。</p> <p>(統括部長等)</p> <p>第17条 中央病院の事務局に事務局次長を、医療安全・感染対策局に医療安全管理室統括部長及び感染対策室統括部長を、労働安全対策局に労働安全対策局統括部長を、医療局に教育研修センター統括部長、総合診療・感染症センター統括部長、肺</p>	<p>(病院の組織)</p> <p>第12条 中央病院に事務局、医療安全・感染対策局、労働安全対策局、医療局、<u>がんセンター</u>一局、薬剤部及び看護局を置く。</p> <p>2～3 略</p> <p>(局長)</p> <p>第16条 中央病院に事務局長、医療安全・感染対策局長、労働安全対策局長、医療局長、<u>がんセンター</u>一局長及び看護局長を、北病院に事務局長を置く。</p> <p>2 事務局長、医療安全・感染対策局長、労働安全対策局長、医療局長、<u>がんセンター</u>一局長及び看護局長は、上司の命を受け、その所掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。</p> <p>(統括部長等)</p> <p>第17条 中央病院の事務局に事務局次長を、医療安全・感染対策局に医療安全管理室統括部長及び感染対策室統括部長を、労働安全対策局に労働安全対策局統括部長を、医療局に教育研修センター統括部長、総合診療・感染症センター統括部長、肺</p>

がん・呼吸器病センター統括部長、循環器病センター統括部長、肝胆膵・消化器病センター統括部長、内科系第一診療統括部長、内科系第二診療統括部長、外科系第一診療統括部長、外科系第二診療統括部長、放射線部統括部長、検査部統括部長、手術診療統括部長、周産期センター統括部長、患者支援センター統括部長及び臨床試験管理センター統括部長を、救急医療局に救急業務統括部長及び高度救命救急センター統括部長を、がんセンター一局に通院型がんセンター統括部長及び緩和ケアセンター統括部長を、薬剤部に薬剤部長を、看護局に看護部長を、北病院の医療安全管理室に医療安全管理室長を、社会生活支援部に社会生活支援部長を、医療部に医療部長を、看護部に看護部長を置く。

2 事務局次長、医療安全管理室統括部長、感染対策室統括部長、労働安全対策局統括部長、教育研修センター統括部長、総合診療・感染症センター統括部長、肺がん・呼吸器病センター統括部長、循環器病センター統括部長、肝胆膵・消化器病センター統括部長、内科系第一診療統括部長、内科系第二診療統括部長、外科系第一診療統括部長、外科系第二診療統括部長、外科系第三診療統括部長、中央診療統括部長、手術診療統括部長、放射線部統括部長、検査部統括部長、周産期センター統括部長、患者支援センター統括部長、臨床試験管理センター統括部長、救急業務統括部長、高度

がん・呼吸器病センター統括部長、循環器病センター統括部長、肝胆膵・消化器病センター統括部長、内科系第一診療統括部長、内科系第二診療統括部長、外科系第一診療統括部長、外科系第二診療統括部長、放射線部統括部長、検査部統括部長、救命救急センター統括部長、周産期センター統括部長、患者支援センター統括部長及び臨床試験管理センター統括部長を、

がんセンター一局に総合ゲノム診療統括部長、通院型がんセンター統括部長及び緩和ケアセンター統括部長を、薬剤部に薬剤部長を、看護局に看護部長を、北病院の医療安全管理室に医療安全管理室長を、社会生活支援部に社会生活支援部長を、医療部に医療部長を、看護部に看護部長を置く。

2 事務局次長、医療安全管理室統括部長、感染対策室統括部長、労働安全対策局統括部長、教育研修センター統括部長、総合診療・感染症センター統括部長、肺がん・呼吸器病センター統括部長、循環器病センター統括部長、肝胆膵・消化器病センター統括部長、内科系第一診療統括部長、内科系第二診療統括部長、外科系第一診療統括部長、外科系第二診療統括部長、外科系第三診療統括部長、中央診療統括部長、手術診療統括部長、放射線部統括部長、検査部統括部長、救命救急センター統括部長、周産期センター統括部長、患者支援センター統括部長、臨床試験管理センター統括部長、総合ゲノム診療統括部

救命救急センター統括部長、通院型がんセンター統括部長、緩和ケアセンター統括部長、薬剤部長、看護部長、医療安全管理室長、社会生活支援部長及び医療部長は、上司の命を受け、その所管事務を掌握し、所属職員を指揮監督する。

(センター長等)

第18条 中央病院の医療局に臨床研修センター長、医療教育シミュレーションセンター長、総合診療・感染症センター長、肺がん・呼吸器病センター長、循環器病センター長、小児循環器病センター長、肝胆脾疾患センター長、消化器病センター長、内科系第一診療統括部副部長、内科系第二診療統括部副部長、外科系第一診療統括部副部長、外科系第二診療統括部副部長、外科系第三診療統括部副部長、中央診療統括部副部長、手術診療統括部副部長、周産期センター長、放射線部統括副部長、総放射線技師長、放射線管理幹、検査部統括副部長、総検査技師長、患者支援センター統括副部長、患者支援センター長及び連携支援幹を、救急医療局に高度救命救急センター長を、がんセンター局にゲノム解析センター長、ゲノム診療センター長、周産期遺伝子診療センター長、通院型がんセンター長及びがん支援センター長を、薬剤部に薬剤管理幹を、看護局に副看護部長を、北病院の社会生活支援部に精神保健幹を、薬剤科に薬局長を、看護部に副看護部長を置く。

2 臨床研修センター長、医療教育シミュレーションセンター

長、通院型がんセンター統括部長、緩和ケアセンター統括部長、薬剤部長、看護部長、医療安全管理室長、社会生活支援部長及び医療部長は、上司の命を受け、その所管事務を掌握し、所属職員を指揮監督する。

(センター長等)

第18条 中央病院の医療局に臨床研修センター長、医療教育シミュレーションセンター長、総合診療・感染症センター長、肺がん・呼吸器病センター長、循環器病センター長、小児循環器病センター長、肝胆脾疾患センター長、消化器病センター長、内科系第一診療統括部副部長、内科系第二診療統括部副部長、外科系第一診療統括部副部長、外科系第二診療統括部副部長、外科系第三診療統括部副部長、中央診療統括部副部長、手術診療統括部副部長、救命救急センター長、周産期センター長、放射線部統括副部長、総放射線技師長、放射線管理幹、検査部統括副部長、総検査技師長、患者支援センター統括副部長、患者支援センター長及び連携支援幹を、

がんセンター局にゲノム解析センター長、ゲノム診療センター長、周産期遺伝子診療センター長、通院型がんセンター長及びがん支援センター長を、薬剤部に薬剤管理幹を、看護局に副看護部長を、北病院の社会生活支援部に精神保健幹を、薬剤科に薬局長を、看護部に副看護部長を置く。

2 臨床研修センター長、医療教育シミュレーションセンター

長、総合診療・感染症センター長、肺がん・呼吸器病センター長、循環器病センター長、小児循環器病センター長、肝胆膵疾患センター長、消化器病センター長、内科系第一診療統括部副部长、内科系第二診療統括部副部长、外科系第一診療統括部副部长、外科系第二診療統括部副部长、手術診療統括部副部长、放射線技師長、放射線管理幹、検査部統括副部长、総検査技師長、患者支援センター統括副部长、患者支援センター長、連携支援幹、高度救命救急センター長、ゲノム解析センター長、ゲノム診療センター長、周産期遺伝子診療センター長、通院型がんセンター長、がん支援センター長、薬剤管理幹、副看護部長、精神保健幹及び薬局長は、上司の命を受け、その所掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

別表（第12条関係）

病院名	局	統括部	部	課	位置
中央病院	略	略	略	略	略
		中央診療統括部		—— —— 内視鏡科	

長、総合診療・感染症センター長、肺がん・呼吸器病センター長、循環器病センター長、小児循環器病センター長、肝胆膵疾患センター長、消化器病センター長、内科系第一診療統括部副部长、内科系第二診療統括部副部长、外科系第一診療統括部副部长、外科系第二診療統括部副部长、手術診療統括部副部长、救命救急センター長、周産期センター長、放射線部統括副部长、総放射線技師長、放射線管理幹、検査部統括副部长、総検査技師長、患者支援センター統括副部长、患者支援センター長、連携支援幹、ゲノム解析センター長、ゲノム診療センター長、周産期遺伝子診療センター長、通院型がんセンター長、がん支援センター長、薬剤管理幹、副看護部長、精神保健幹及び薬局長は、上司の命を受け、その所掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

別表（第12条関係）

病院名	局	統括部	部	課	位置
中央病院	略	略	略	略	略
		中央診療統括部		集中治療室 内視鏡科	

		セクタ 二					
がんセン ター局		略		がんセン ター局		略	
略		略		略		略	
北病院		略		北病院		略	